

東海発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請書

補足説明資料

(実用炉規則及び保安規定
審査基準への適合性)

2023年7月18日

日本原子力発電株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 保安規定変更の概要	4
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明	5
3. 1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理	5
3. 2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容	11
4. 保安規定変更内容に対する設置許可，廃止措置計画との整合性の説明	19

参考資料

【参考図】 東海発電所保安規定条文（変更後） 図 3 1 の拡大図

【参考図】 東海設置許可記載 [参考図面] 第2図 周辺監視区域図
の拡大図

1. はじめに

今回の東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請の内容は、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請の審査において、東海発電所への反映が必要な事項とされた項目（地震、津波及び竜巻発生時における資機材等の管理の追加、初期消火要員及び消防設備の見直し）に対応する条文の追記及び見直しと、東海第二発電所の安全性向上対策工事完了に伴い変更していた周辺監視区域を元に戻すため、周辺監視区域図を変更するとともに、その他、記載の適正化を行う。

本資料では、今回の保安規定変更認可申請の内容が、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第92条（保安規定）及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年11月27日制定，令和元年12月25日最終改正／令和2年4月1日施行）（以下「保安規定審査基準」という。）の要求事項に適合する変更内容であること又は要求事項に抵触しない変更内容であることを説明する。

【実用炉規則抜粋】

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

【保安規定審査基準抜粋】

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の2第4第2項に定める認可要件である

- ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと
- ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

(以降に実用炉規則第92条第3項各号に対する審査基準が記載されている。)

2. 保安規定変更の概要

(1) 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請内容の反映

- a. 地震，津波，竜巻発生時に東海第二発電所の保安のために必要な施設の損壊又はアクセスルートが通行不可とならないよう，廃止措置中に使用する資機材・車両及び廃止措置中に発生する廃材の管理を追加する。
- b. 初期消火活動を行う要員について，東海第二発電所との兼務を削除し東海発電所専属の初期消火要員とするとともに，初期消火要員数の見直しを行う。
- c. 初期消火活動を行うために配備する資機材について，東海第二発電所との共用を削除し東海発電所専用にするるとともに，化学消防自動車に代えて動力消防ポンプを配備することに変更する。

- ・ 第16条（廃止措置中の地震・火災等発生時の対応）

(2) 周辺監視区域図の変更

東海第二発電所安全性向上対策工事完了に伴う周辺監視区域図の変更を行う。

- ・ 第31条（周辺監視区域）

(3) 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）

原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日公布）の一部施行に伴い，関係規則の整備等が行われ，実用炉規則等が改正されたことから，関連する保安規定条文の変更を行う。

- ・ 第43条の2（緊急作業従事者の選定）

- ・ 第45条（通報経路）

- ・ 第47条（通報）

- ・ 第 4 8 条（非常事態の宣言）
- ・ 第 4 9 条（応急措置）
- ・ 第 5 1 条（非常事態の解除）

（４）記載の適正化

- ・ 第 4 条（品質マネジメントシステム計画）
- ・ 第 1 6 条（廃止措置中の地震・火災等発生時の対応）
- ・ 第 4 7 条（通報）

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

保安規定に係る要求事項として、実用炉規則第 9 2 条第 3 項及び保安規定審査基準で要求される事項については、今回変更する保安規定において、どの条文で対応しているかを整理した。

今回の保安規定変更認可申請において、保安規定審査基準に適合する変更内容であることを説明する。

3. 1 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理

実用炉規則第 9 2 条第 3 項及び保安規定審査基準並びに保安規定における保安規定審査基準の要求事項に対して、直接的に該当する内容の変更有無を第 3.1 表に示す。

保安規定審査基準が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては、変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として網掛け表示を行う。

第 3.1 表 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の整理

主要な変更対象の項目：

実用炉規則 第 9 2 条第 3 項		保安規定審査基準		保安規定条文		変更 有無
2	品質マ ネジメ ントシ ステム	1	<p>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項又は第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号－2（令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	第 4 条	品質マネジメ ントシステム 計画	有
		2	<p>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第 4 条	品質マネジメ ントシステム 計画	有

実用炉規則 第92条第 3項		保安規定審査基準		保安規定条文		変更 有無
8	管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限	1	管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第26条	管理区域の設定及び解除	無
				添付1	管理区域図(第26条及び第27条関連)	無
		2	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第27条	管理区域内における区域区分	無
		3	管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第28条	管理区域内における特別措置	無
		4	管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第29条	管理区域への出入管理	無
		5	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第29条	管理区域への出入管理	無
		6	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第30条	管理区域出入者の遵守事項	無
		7	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第36条	管理区域外等への搬出及び運搬	無
				第37条	発電所外への運搬	無
		8	保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。	—	(核燃料物質が存在しないため、保安規定には記載なし)	—
9	周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第31条	周辺監視区域	有		
10	役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第38条	協力企業の放射線防護	無		
		第25条の2	頻度の定義	無		

実用炉規則 第92条第 3項		保安規定審査基準		保安規定条文		変更 有無
14	非常の 場合に 講ずべ き処置	1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第42条	原子力防災組織	無
				第43条	原子力防災組織の要員	無
				第44条	原子力防災資機材等	無
		2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第44条	原子力防災資機材等	無
		3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第45条	通報経路	有
				第47条	通報	有
		4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第42条	原子力防災組織	無
		5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第48条	非常事態等の宣言	有
				第49条	応急措置	有
				第50条	非常時における活動	無
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第43条 の2	緊急作業従事者の選定	有		

実用炉規則 第92条第 3項		保安規定審査基準		保安規定条文		変更 有無
14	非常の 場合に 講ずべ き処置	7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第50条 の2	緊急作業従事者の線量管理等	無
		8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第51条	非常事態等の解除	有
		9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	第46条	原子力防災訓練	無
15	設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置	1	<p>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあつては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p>	第16条	廃止措置中の地震・火災等発生への対応	有

実用炉規則 第92条第 3項	保安規定審査基準		保安規定条文		変更 有無	
15	設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置	1	<p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	第16条	廃止措置中の地震・火災等発生への対応	有

3. 2 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項3.1において、「主要な変更対象の項目」として抽出された項目について、保安規定審査基準の要求事項と保安規定の記載内容の対比を行い、保安規定審査基準の要求事項に適合する変更内容であること又は保安規定審査基準の要求事項に抵触しない変更内容であることを第3.2表の「記載の考え方」欄で説明する。

保安規定の記載内容は、実用炉規則及び保安規定審査基準の要求事項に適合することを第3.2表のとおり確認した。


【第3.2表 フォーマットの説明】

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○ 「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○ 「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○ 「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 ○ 「赤文字・下線」及び図31により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○ 保安規定に記載すべき変更内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定に記載しない場合の考え方を記載する。 ○ 変更後の保安規定に記載すべき内容が保安規定審査基準の要求事項を満たしていることを確認した結果を記載する。

第 3.2 表 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定																																																																																	
		記載すべき内容		記載の考え方																																																																															
<p>(保安規定) 第九十二条 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む)。</p>	<p>【実用炉規則第 9 2 条第 3 項第 2 号】 品質マネジメントシステム</p> <p>1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項又は第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号-2(令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合に</p>	<p>表 4-1 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>(3) 二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 4 条 関連項</th> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4.1</td> <td>QM 共通：4-1-1</td> <td>原子力発電施設の重要度分類基準要項</td> <td>廃止措置プロジェクト推進室</td> <td>第 4, 40-40 条の 5</td> </tr> <tr> <td>QM 共通：4-1-2</td> <td>品質管理要項</td> <td>安全室</td> <td>第 4, 5, 6, 10 条</td> </tr> <tr> <td>QM 共通：4-1-3</td> <td>リスクマネジメント運用要項</td> <td>安全室</td> <td>第 4 条</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>QM 共通：5-4-1</td> <td>品質目標及び品質保証計画管理要項</td> <td>安全室</td> <td rowspan="3">第 4 条</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>QM 共通：5-5-1</td> <td>品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項</td> <td>安全室</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>QM 共通：5-6-1</td> <td>マネジメントレビュー要項</td> <td>安全室</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>QM 共通：6-2-1</td> <td>力量設定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第 4, 9, 52, 53 条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6.1</td> <td>QM 東海：7-1-1</td> <td>施設管理業務要項</td> <td>廃止措置プロジェクト推進室</td> <td>第 4, 40-40 条の 5</td> </tr> <tr> <td>QM 共通：6-4-1</td> <td>作業環境測定管理要項</td> <td>総務室(本店)</td> <td>第 4 条</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">7.1</td> <td><u>QM 東海：7-1-1</u></td> <td><u>施設管理業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 40-40 条の 5</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 東海：7-1-7</u></td> <td><u>放射能濃度確認対象物管理業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4 条, 21 条の 2, 21 条の 3</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 東海：7-1-8</u></td> <td><u>廃止措置管理業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 12-19 条の 2</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 東海：7-1-9</u></td> <td><u>放射性廃棄物でない廃棄物管理要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 17, 19 条の 2, 21 条の 4</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 東海：7-1-10</u></td> <td><u>火災防護計画要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 16 条</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 共通：7-1-4</u></td> <td><u>原子力災害対策業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 42-51 条</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 共通：7-1-5</u></td> <td><u>放射性廃棄物管理業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 20-24 条</u></td> </tr> <tr> <td><u>QM 共通：7-1-6</u></td> <td><u>放射線管理業務要項</u></td> <td><u>廃止措置プロジェクト推進室</u></td> <td><u>第 4, 25-38 条</u></td> </tr> </tbody> </table>			第 4 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第 4, 40-40 条の 5	QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第 4, 5, 6, 10 条	QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第 4 条	5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第 4 条	5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室	5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第 4, 9, 52, 53 条	6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第 4, 40-40 条の 5	QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第 4 条	7.1	<u>QM 東海：7-1-1</u>	<u>施設管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 40-40 条の 5</u>	<u>QM 東海：7-1-7</u>	<u>放射能濃度確認対象物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4 条, 21 条の 2, 21 条の 3</u>	<u>QM 東海：7-1-8</u>	<u>廃止措置管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 12-19 条の 2</u>	<u>QM 東海：7-1-9</u>	<u>放射性廃棄物でない廃棄物管理要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 17, 19 条の 2, 21 条の 4</u>	<u>QM 東海：7-1-10</u>	<u>火災防護計画要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 16 条</u>	<u>QM 共通：7-1-4</u>	<u>原子力災害対策業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 42-51 条</u>	<u>QM 共通：7-1-5</u>	<u>放射性廃棄物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 20-24 条</u>	<u>QM 共通：7-1-6</u>	<u>放射線管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 25-38 条</u>	<p>東海発電所における火災防護に関する活動について定めた二次文書「火災防護計画要項」を新たに制定するため、品質マネジメントシステムの二次文書の表に追加する。</p> <p>記載の適正化(表の並び替え)</p>
		第 4 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																													
4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第 4, 40-40 条の 5																																																																															
	QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第 4, 5, 6, 10 条																																																																															
	QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第 4 条																																																																															
5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第 4 条																																																																															
5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室																																																																																
5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室																																																																																
6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第 4, 9, 52, 53 条																																																																															
6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第 4, 40-40 条の 5																																																																															
	QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第 4 条																																																																															
7.1	<u>QM 東海：7-1-1</u>	<u>施設管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 40-40 条の 5</u>																																																																															
	<u>QM 東海：7-1-7</u>	<u>放射能濃度確認対象物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4 条, 21 条の 2, 21 条の 3</u>																																																																															
	<u>QM 東海：7-1-8</u>	<u>廃止措置管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 12-19 条の 2</u>																																																																															
	<u>QM 東海：7-1-9</u>	<u>放射性廃棄物でない廃棄物管理要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 17, 19 条の 2, 21 条の 4</u>																																																																															
	<u>QM 東海：7-1-10</u>	<u>火災防護計画要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 16 条</u>																																																																															
	<u>QM 共通：7-1-4</u>	<u>原子力災害対策業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 42-51 条</u>																																																																															
	<u>QM 共通：7-1-5</u>	<u>放射性廃棄物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 20-24 条</u>																																																																															
	<u>QM 共通：7-1-6</u>	<u>放射線管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第 4, 25-38 条</u>																																																																															

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定			記載の考え方
		記載すべき内容			
	<p>は、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	(3) 二次文書 (続き)			記載の適正化
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.1	QM 共通：7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第3,4条	
7.2.1	QM 共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室 (本店)	第4条	
	QM 共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		
7.2.2	QM 共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,7,8条	
7.2.3	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室	第4,6,55条	
7.3	QM 共通：7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	
7.4	QM 共通：7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		
7.5.5	QM 共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室	第4条	
			廃止措置プロジェクト推進室		
7.5.5	QM 共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室	第4条	
8.2.1	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室		
8.2.3	QM 共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第4条	
	QM 共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト推進室		
8.2.4	QM 共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	
8.4	QM 共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第4条	

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>(保安規定) 第九十二条 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第8号】 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>(周辺監視区域) 第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。 2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p> 	<p>東海第二発電所の安全性向上対策工事の作業用地を確保するために周辺監視区域境界を示す図31を変更していたが、安全性向上対策工事完了に伴い元の位置に戻す変更を行う。</p> <p>東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の図面に整合させるために図の変更を行う。</p> <p>保安規定には、既認可同様、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置を定めており、周辺監視区域境界の変更後も措置に変更はない。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
(保安規定) 第九十二条 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	【実用炉規則第92条第3項第14号】 非常の場合に講ずべき処置 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	(通報経路) 第45条 安全・防災グループマネージャーは、 <u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合</u> の社内及び国、県、村等の社外関係機関との <u>連絡経路又は通報経路</u> を定めるにあたり、所長の承認を得る。 (通報) 第47条 各マネージャーは、 <u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合</u> は、第45条(通報経路)に定める <u>連絡経路又は通報経路</u> にしたがって、所長に報告する。 2. 所長は、 <u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生</u> について報告を受け、 <u>若しくは自ら発見した場合</u> は、第45条(通報経路)に定める <u>経路</u> にしたがって、社内及び社外関係機関に <u>連絡又は通報</u> する。	「非常事態」を「警戒事態該当事象」と「特定事象」に分けて記載する。 「通報経路」を「通報経路」と「連絡経路」に分けて記載する。 記載の適正化
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	(非常事態等の宣言) 第48条 所長は、 <u>警戒事態該当事象の発生について報告を受け、又は自ら発見した場合は、警戒事態を宣言して、発電所警戒本部の要員を招集し、発電所警戒本部を設置する。</u> <u>所長は、警戒事態を宣言した場合は、直ちに廃止措置プロジェクト推進室長に報告する。</u> 2. 所長は、 <u>特定事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見した場合は、非常事態を宣言して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。</u> <u>所長は、非常事態を宣言した場合は、直ちに廃止措置プロジェクト推進室長に報告する。</u> (応急措置) 第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、 <u>警戒事態又は非常事態を宣言した場合</u> において次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 二次災害防止に関する措置 (6) 汚染拡大の防止 (7) 線量評価 (8) 応急復旧 (9) 原子力災害の <u>発生又は拡大防止</u> を図るための措置	「非常事態」を「警戒事態該当事象」と「特定事象」に分けて記載する。 所長が「非常事態」又は「警戒事態」を宣言した場合に廃止措置プロジェクト推進室長への報告を追記する。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定														
		記載すべき内容	記載の考え方													
<p>(保安規定) 第九十二条 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第14号】 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急作業従事者の選定) 第43条の2 安全・防災グループマネージャーは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表43の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表43の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法第9条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表43の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。 ※2：兼用できる訓練 ・第46条（原子力防災訓練）の訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>「緊急作業」について明確にするため、注記に「緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。」を追加する。</p>
分類	項目	時間														
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上														
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上														
訓練	緊急作業の方法	3時間以上														
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上														
	<p>【実用炉規則第92条第3項第14号】 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>(非常事態等の解除) 第51条 本部長は、事象が収束し、警戒事態又は非常事態の体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、警戒事態又は非常事態を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>「非常事態」を「警戒事態」と「非常事態」に分けて記載する。</p>													

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>(保安規定) 第九十二条 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第3項第15号】 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。）を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>(廃止措置中の地震・火災等発生への対応) 第16条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、8名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、表16に示す動力消防ポンプ及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、性能維持施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各マネージャーは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、廃止措置室長に報告する。廃止措置室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>4. 各マネージャーは、地震、津波、竜巻発生時に東海第二発電所の保安のために必要な施設の損壊又はアクセスルートが通行不可とならないよう、廃止措置中に使用する資機材・車両及び廃止措置中に発生する廃材を管理する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の審査において、東海発電所への反映が必要な事項とされた竜巻飛来物管理、車両退避管理、放射性廃棄物管理に対する条文中を、第4項に追記する。</p> <p>東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の審査において、自衛消防隊を東海・東海第二で別組織とすることとしたため、第2項第1号の初期消火要員、第2項第2号の配備する資機材の見直し、表16の追加を行う。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定							
		記載すべき内容	記載の考え方						
		<p><u>表 1 6</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>設 備</u></th> <th><u>数 量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>動力消防ポンプ</u></td> <td><u>1 台</u></td> </tr> <tr> <td><u>泡消火薬剤</u></td> <td><u>200 L 以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>設 備</u>	<u>数 量</u>	<u>動力消防ポンプ</u>	<u>1 台</u>	<u>泡消火薬剤</u>	<u>200 L 以上</u>	<p>東海発電所に配備する消防設備の明確化のため表 1 6 を追加。</p>
<u>設 備</u>	<u>数 量</u>								
<u>動力消防ポンプ</u>	<u>1 台</u>								
<u>泡消火薬剤</u>	<u>200 L 以上</u>								

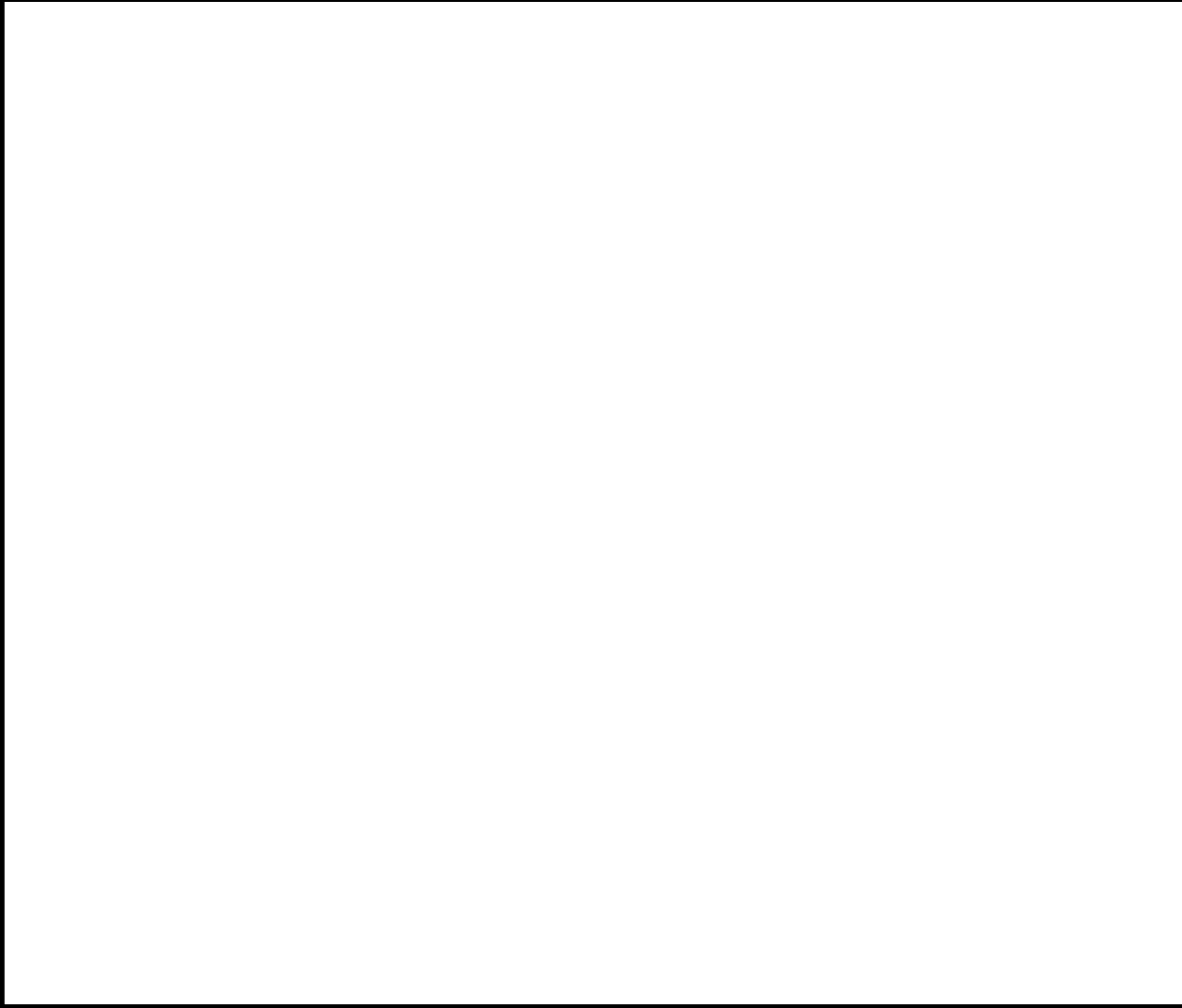
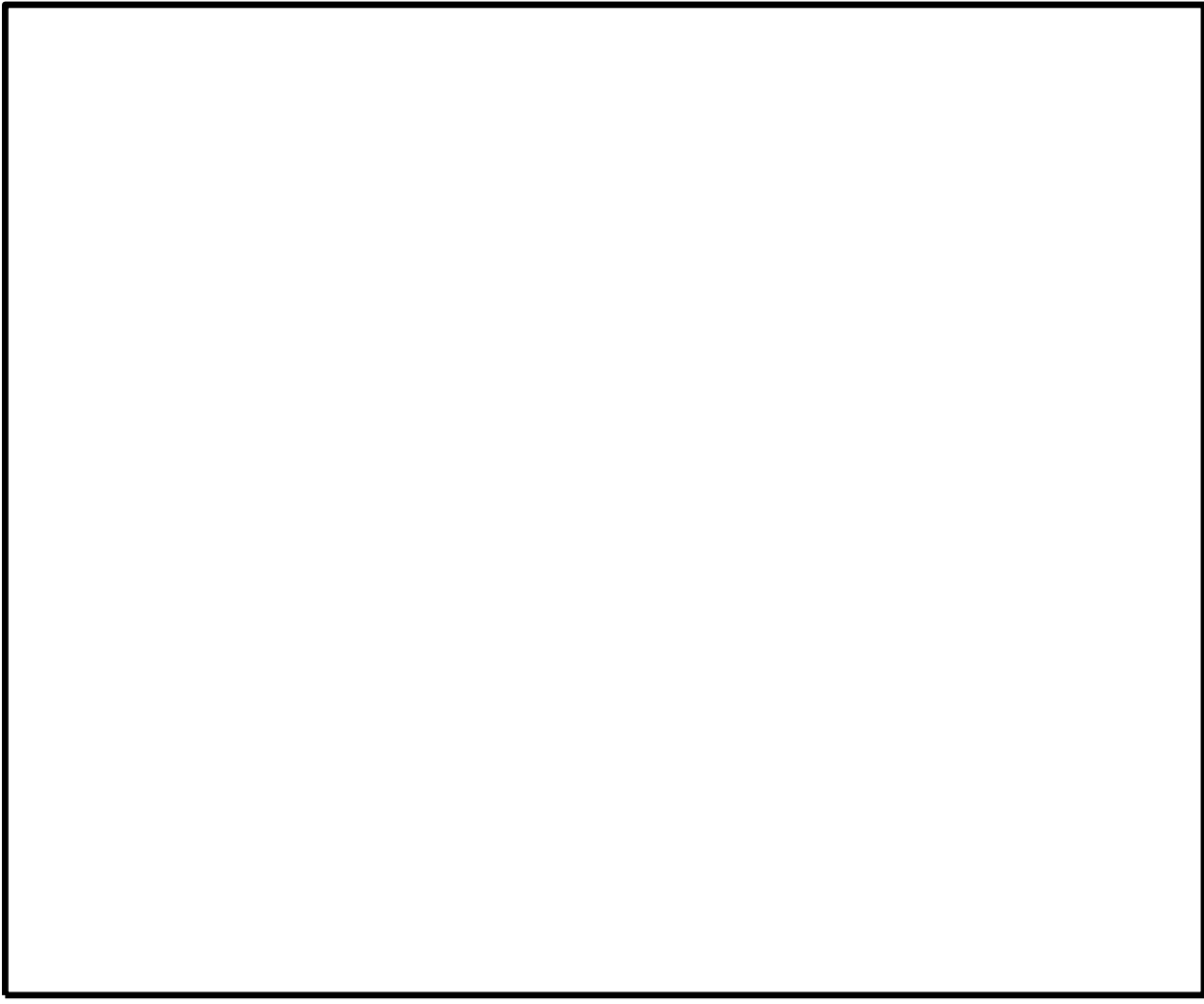
4. 保安規定変更内容に対する設置許可，廃止措置計画との整合性の説明

保安規定審査基準に定める認可要件のうち、「法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと」について，今回の保安規定変更内容と東海発電所発電用原子炉設置（変更）許可申請書（以下「東海設置許可」という。），東海発電所廃止措置計画認可申請書（以下「東海廃止措置計画」という。）との記載内容の対比を行い，齟齬がないことを第4.1表及び第4.2表のとおり確認した。

第4.1表 東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する東海廃止措置計画との整合性確認資料

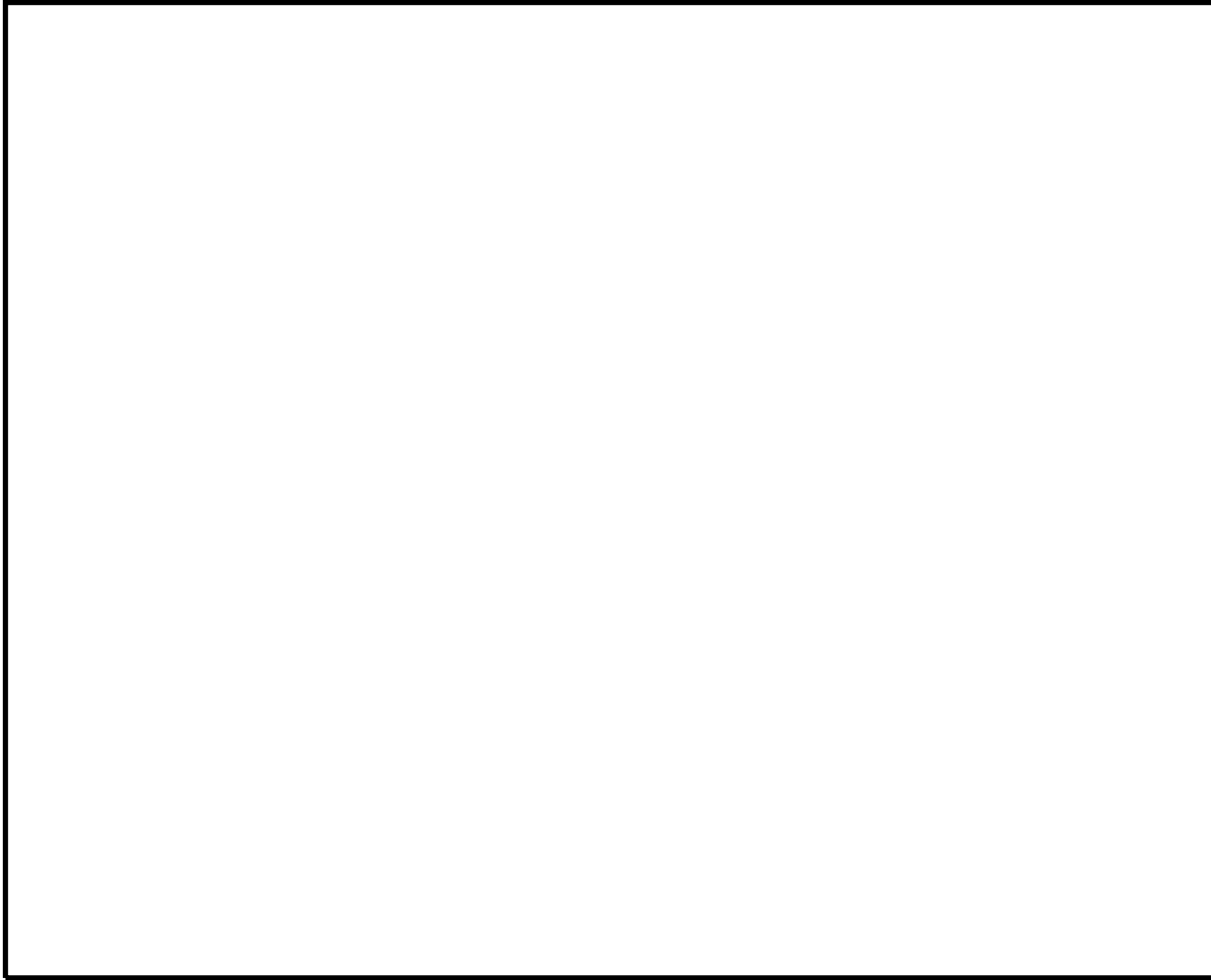
保安規定条文（変更後）	東海廃止措置計画	整合性説明
<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>表4-1 品質マネジメントシステムの文書（略）</p>	<p>添付書類 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p>廃止措置期間中における東海発電所の安全を達成・維持・向上させるため、東海発電所設置変更許可申請本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</p>	<p>東海廃止措置計画で品質マネジメント計画に定めることとしている。</p>
<p>（廃止措置中の地震・火災等発生への対応）</p> <p>第16条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、8名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、表1.6に示す動力消防ポンプ及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、性能維持施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各マネージャーは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合は}、廃止措置室長に報告する。廃止措置室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の保安の措置について協議する。</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>1 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、換気設備のフィルタ、消火設備を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。東海第二発電所との共用施設については、東海第二発電所の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>（中略）</p> <p>(6) 消火設備について、当該設備が設置されているエリアの解体前までの期間、消火機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>東海廃止措置計画で消火設備を維持管理していくこととしており、保安規定で消火設備を配備することを定めている。</p>

保安規定条文（変更後）	東海廃止措置計画	整合性説明						
<p><u>表 1 6</u></p> <table border="1" data-bbox="166 237 899 380"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 237 632 283">設 備</th> <th data-bbox="632 237 899 283">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 283 632 329"><u>動力消防ポンプ</u></td> <td data-bbox="632 283 899 329"><u>1 台</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 329 632 380"><u>泡消火薬剤</u></td> <td data-bbox="632 329 899 380"><u>200 L 以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	設 備	数 量	<u>動力消防ポンプ</u>	<u>1 台</u>	<u>泡消火薬剤</u>	<u>200 L 以上</u>		
設 備	数 量							
<u>動力消防ポンプ</u>	<u>1 台</u>							
<u>泡消火薬剤</u>	<u>200 L 以上</u>							
<p><u>4. 各マネージャーは、地震、津波、竜巻発生時に東海第二発電所の保安のために必要な施設の損壊又はアクセスルートが通行不可とならないよう、廃止措置中に使用する資機材・車両及び廃止措置中に発生する廃材を管理する。</u></p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>(中略)</p> <p>東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて、これに基づき適切な品質マネジメントシステムのもと実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>(中略)</p> <p>2 安全確保対策</p> <p>各工事の実施に当たっては、廃止措置中の基本方針に基づき、安全確保対策として以下の放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策を講じることを基本とし、工事件名ごとに各工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、具体的な工事の計画及び安全確保に係る事項を保安規定に定めそれらに基づいて実施することとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3 事故防止対策</p> <p>工事に当たっては、爆破工法を採用しない等周辺設備及び東海第二発電所等への影響を回避する工事方法を計画する。</p>	<p>東海廃止措置計画に廃止措置の実施に当たっての管理、運用について保安規定に定め、これに基づき適切な品質マネジメントシステムのもと実施すること、事故防止対策として、工事に当たっては、周辺設備及び東海第二発電所への影響を回避する工事方法を計画することを記載しており、保安規定記載はこれに整合している。</p>						

保安規定条文（変更後）	東海廃止措置計画	整合性説明
<p>（周辺監視区域）</p> <p>第31条 周辺監視区域は，図31に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは，第1項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げることにより，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。</p>	<p>添付資料三 廃止措置に伴う放射性被ばくの管理に関する説明書</p> <p>（中略）</p> <p>1. 1 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>（中略）</p> <p>（2）周辺監視区域 東海発電所の廃止措置計画認可申請時点の周辺監視区域図を図3-1-2に示す。</p>	<p>東海廃止措置計画に記載している周辺監視区域図は，廃止措置計画認可申請時点（平成18年3月10日）のものであり，廃止措置計画への影響はない。</p>
<p>図31</p> 	 <p>図3-1-2 周辺監視区域</p>	

第 4.2 表 東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文 (変更後)	東海設置許可	整合性説明
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 4 条 第 2 条 (基本方針) に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>表 4-1 品質マネジメントシステムの文書 (略)</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 品質マネジメントシステム</p> <p>(i) 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>a. 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>a. 一般組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p>	<p>本文十一号において、品質マネジメントシステムを確立し実施すること、品質マネジメントシステムの文書化を行うことを記載しており、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第 3 1 条 周辺監視区域は、図 3 1 に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 周辺監視区域</p> <p>発電所の敷地は全て周辺監視区域と指定し、一般人の立入りを制限管理する。</p>	<p>本文九号に、周辺監視区域を設定し、一般人の立入りを制限管理することを記載しており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	東海設置許可	整合性説明
<p data-bbox="151 241 252 283">図 3 1</p> 	<p data-bbox="1338 241 1498 283">[参考図面]</p>  <p data-bbox="1754 1230 2095 1272">第 2 図 周辺監視区域図</p>	<p data-bbox="2525 241 2837 821">東海設置許可参考図面の周辺監視区域図については、安全性向上対策工事完了後に、周辺監視区域を変更前の位置に復旧するため、変更していない。 今回の保安規定変更認可申請の認可をもって変更前の位置に復旧するため、整合する。</p>

【参考図】 東海発電所保安規定条文（変更後） 図 3 1 の拡大図

